美

2007年5月 臨時号

題字・岡崎桜雲さん

このことに対し、 平成十八年十二月十九日第四) が一部改正された。 「香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条「香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 平成 Ŧ 九年三月二日 に有効署名

長はこれを受理し、三月十六日の平成十九年第の署名簿を添え、請求代表者から市長に当条例の の廃止を提案した。 0) 改廃請求があった。 回定例会に改正した条



び改廃における 直接請求とは ※条例の制定及

は、 長の選挙権を有する者 求をすることができる 例の制定又は改廃の請 共団体の長に対し、 表者から、 連署をもって、その代 五十分の一 ろにより、その総数の 団体の議会の議員及び 条には、 地 方自 政令の定めるとこ 普通地方公共 治法第七十四 以上の者の 普通地方公 条

ばならない。 べる機会を与えなけれ 請求代表者に意見を述 を行うに当たっては、 付議された事件の審議 否を決定する。 過半数の議決により可 の議事手続きにより、 ならないとある。 これを公表しなければ に通知するとともに、 その結果を請求代表者 を招集し、意見をつけ から二十日以内に議会 ちに請求の要旨を公表 方公共団体の長は、 求があったときは、 とある。 てこれを議会に付議し、 議会の審議は、 請求を受理した日 また、この また、 通常 直 地

市人

罰則規定を伴う場合も として拘束力をもつ。 ついて制定する法であ に基づき、所管事項に 団体がその議会の議決 ◎条例とは、 香美市の「法律 地方公共

高知県香美市条例の一部を改正する条例を廃止する条例請求書

香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例

香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香美 市条例第50号)は、廃止する。

請求の要旨

財政基盤の弱い本市は、税の負担増で市民生活は大変です。市長自らも一般財源の減少が 心配されている折から、昨年12月の第4回定例議会で引き上げを可決した市議会議員に対する 報酬額を、今回は遠慮され引き上げ前の報酬額にするように求めるものです。

請求代表者

本田 晴義 高知県香美市土佐山田町楠目

る請求がなされました。

右地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の一部を改正する条例を廃止する条例を請求致 します。

平成19年3月2日

高知県香美市長 門脇 槇夫

≷書に添付された市長の意見

とり、 すると著しく低い額となってお県内の類似団体の報酬額と比較 名としました。こうしたなか、 名の議員数の在任特例の対策を 十八年九月二十三日まで三十八 ないかなどの不安感から、平成 合併前の暫定報酬等審議会 いて在任特例後の額につい 在任特例満了後は二十五 要性が増していると考えます。 るなど、今後一層議会議員の重 住民のニーズを市政に反映させ り広大になった行政区域で地域 チェックだけでなく、

将来にわたって若い有能

山間地域が一層さびれるのでは政に届かないのではないか、中 った行政区域で、住民の声が市 もとに調整する」となっており、 酬額及び同規模の自治体の例を 合併協議会の調整方針の中で、 議会議員の報酬について、先の る条例の一部を改正する条例 ものの報酬及び費用弁償に関す 合併により五三八屋と広大にな 香美市特別職の職員で非常勤の おり意見を申し上げます。 (以下「改正条例」という。) は、 議会議員の報酬額は、現行報 今回廃止を請求されています 多すぎるとの意見が多数ありま は、県下の他市の数と比べると でありました。また、議員定数 平成十九年四月一日とするもの 重に決定され、その施行期日は、 めて厳しい本市の事情も考え慎 共に、社会情勢や財政事情の極 及び須崎市の状況を考慮すると の類似している香南市、土佐市 市を参考とし、その中でも人口 検討することになり、県内の九 に改定額はそれぞれの職ごとに

した。 月二十一日に公布しました。 の議会において改正条例を提案 この答申を尊重し、 この答申を基に検討した結果、 地方分権が進む中、 同月十九日に可決され、 昨年十二月 執行部 同

合併によ を踏まえた結果による改正条例 は真摯に受け止めさせて頂きま 効署名千七百二十一人のご意見 条文形式が整わない部分がある する条例を廃止する条例」案は、 弁償に関する条例の一部を改正 で非常勤のものの報酬及び費用 する本件「香美市特別職の職員 なお、条例廃止請求により付議 止する必要はないと考えます。 で、現在の時点では、これを廃 いても適法妥当なものであるの であり、条例制定の手続きにお すが、以上のように慎重な検討 今回の住民グループによる有

酬及び費用弁償に関する条例の 別職の職員で非常勤のものの報 会で可決されました「香美市特 の連署をもって、昨年十二月議 一部を改正する条例」を廃止す このことについて、つぎのと 有効署名千七百二十一人 四条第一項の規定に年三月二日、地方自 適否について、上げることにつ されており、改定の必要はなく、 いて全員一致となりました。次 て十分審議され妥当な額で決定 併前の暫定報酬等審議会におい 否についての諮問を行い、同月 へ役及び教育長の給料額は、 一十四日に答申を受けました。 方、議会議員の報酬額改定の

後三十八名の報酬等の総額は、 合併により経費削減額は、 九十一万二千百八十八円となり、 報酬等の総額は、一 五円で、条例改正後二十五名の 一億二千七百十万五千三百四十 せん。なお、合併後の在任特例 きる条件を整えなければなりま この広いエリアを十分に活動で く、市全体の活動が求められ、 には一部の地域だけの活動でな 億一千六百 年間

ります。 のがあり、また、香美市の発展 議員に対する期待感は大きいも なるのではないかという不安や、 となり、さらに住民の声が遠く 例満了後、議員定数が二十五名 為にも生活の基盤となる一定の 一千十九万三千百五十七円とな

意 見 書

政に新しい風を吹き込んで頂く

な方にチャレンジして頂き、

市長の提案理由及び意見、また、 請求代表者の意見を聞いた後、 疑応答、さらに7名の議員がそれぞれ、賛成、反対の討論を行った。

その後、採決の結果、賛成5人反対19人となり、賛成少数にて議 案第48号は否決された。

まず、

議会の意思

ては、 定と議

議会は住民の 員の関係につ

を代表し、

地方公共団

託を受けて住民の意思

次に、

議員の関

、職責で

ちに議会の意思となる では ための表決に 賛否を表するにと は単に議会意思決 の議員の意思が直 その結果が多 なく、個 々の 参

は適切妥当なが、決の適正が問

判断

また、

財

政

難

13

適正が問

するとき、

回

の提出

竹平豊久 議 員



討

責の観点から反対討 て、議会の意思決定 案第四十八号に 員の関係および、

は、その提出案件が行政運営において、総合的見地から適切妥当であるか、法的根拠に基づくものか、住民福祉づくものか、住民福祉がといる。 こうした観 点

機関である。また、議 体の運営にあたる代表

が採用されており、の関係は、多数決原理会の意思と議員の意思

0

もな

0

十二名となり、この

議員定数が二 更に次回選

移す

適切妥当な議決とい 先の議案議 議案を考察 われるも 限拠と の議決 **から、** 映することが求められ る。この点で大事なこ づ 動 ることである。 いて提供するととも 向を正確に事実に基 民の声を行政に反 事実通りに提供 情報を提供する

·酬額:

五万

れない。 であったかは問題とさ 個 従 会 数となっ にって、 々の 意思決定となる。 議員の意思が何 たも 原則とし 0 が、

分は議決権に付随して限も重要であるが大部 るが、海権、河 使に際して大事なこと ている。この議決権行 認められるものとなっ 権限は議決権を中心に して大別すると、 が、 また、 実質的に議会の 同 会の権 意権等があ 限と 手法についてのチェッ とにつながる。 会活動を通じて行政 ク機能として、また議 表として行政の運営や あるが、議員は住民代

の議案を否! 議会は、 なり、ひいては住民代議会を否定することに 表も参 うことは、協議会・審 なされている。 表の意見を無視するこ 部分は、その結果の尊 際しての判断基準の大 諮問機関である特別職 議案を否決するとい る。この協議会・審 酬等審議会の存在で の前 0) が、 画し協議審議 ともに住民代 段にある合併 つまり、こ 市 議決に 協定書

が出てきたと言えなく円の減額となる。これ円の減額となる。これの差額は約一千十九万の差額は約一千十九万 成十九年度議! して、 である。 算額 会の条例改正による本 億二千七百十万円、そ 議員数三十八名で約 1 は通常の場 出 - 八年度の報酬年額はである。つまり、平成ースで構成されるもの 「議案に は、一億一千六百 昨年十二月定例 度議員報酬予 関 て今回 つまり平 \mathcal{O}

瞭な情 ることにもなりかね 不安や不満を掻き立 報を提 時 として住民 供 するこ 7 0

きな理由は

率九位、 比率十七位の内容であ 年平均で十三位・単年 べきではないか。 度十四位、 均で十三位・単年度十 実質公債比率三カ年平 費負担比率で十二位、 支比率で十七位、 年平均で十位、 はどの程度にあるの て具体的に本市 いると受け止める 厳しい中でも頑張 起債制限比率三カ 財政力指数三カ 一十五市町村中十 積立金現在高 七年度ベース 地方債高比 決算収支で 経常収 0) 公債 状 か

等である。 実に基づく情報の提供 民主主義のルール、事 が機関決定の重要性、 方として見えてくるの 係および、職責のあり 意思決定と議員の関 こうした中で、 議会

にぎわ ドビジョンとして掲げ これから香美市グラン 合併後一年が経過し、 「輝き、 を市民と共 やすらぎ、

> 考える。 であり、 とが議会と議員の役割 出 市 1 する中、マイナスイメ す政策提言を行うこ ジを唱えるのではな 築き上げていこうと のもつ潜在力を引き 将来の可能性、 職責であると 本

賛成 討



山崎晃子 議員

はない。 ど良い」という考えで 費)が低ければ低いほ は 「議員報酬 (歳

等の議会活動や、 はじめ、臨時議会・各 いくために、本会議を しての職責を全うして 0 負託に応え、 |委員会・視察・研修 私たち議員は、 議員と 議会 市民

> 調査・研究、 必要と考える。 らに伴う財政的保障は 議会報告、 活動に関連した事項 求められている。これ の活動等を行うことが 住民意思の把握のため 住民要求や 住民への

はなく、本市の財政力 隣自治体の歳費」と単 ことが重要である。 を考慮した上で決める 純比較して決めるので は「同規模自治体や近 る場合に重要なこと 市の財政力に応じて しかし、これらを決

等も含め議論を重ね、 であり、合併をした大 徹するべきではないか あるか、専門職として ということや、議員の 算出した金額で、議員 由に合併をしたばかり て判断するべきである。 金額であるか、合わせ んが納得のゆく妥当な さらに、市民のみなさ 拘束時間との整合性が の活動が保障されるか 本市は、 財政難を理 「財政難で

> だこれからである。 から「わずか一年」財 うことであった。 やってい の健全化は、まだま け ない」とい あれ

半減、 が得られるものではな うことは、住民に理解 のような状況下、住民 厳しい状況にある。こ 増」等の影響で、大変 障害者や医療への負担 暮らしは「定率減税の 議員歳費引き上げを行 の暮らしと相反して、 介護保険料引き上げ、 また、 住民税の増税、 現在の住民の

の代表」として、 あり、自分達の報酬に 優先して考えるべきで の暮らしや福祉向上を るべきである。 意形成」のもとで進め ついては「住民との合 私たち議 員は 「住民 住民

反対討論



小松紀夫 議 員

議員数が二十五人にな すなわち本市発足後初 とに調整する」とある。 ってからの報酬額は 議会では、議員数三十 規模の自治体の例をも 現行の報酬額及び、 協議会において、 れている市長の意見書 ては、 人の在任特例満了後 ある通り、 議員選挙によって 報酬額については、 また、当時の報酬審 員報 議案に添付さ の改定につ 先の合併

同

0

合併協議会の取り た本市の行政は、 合併後一年を経過 先の 決

討すべきである」とな

新市が発足してから検

明会を実施し、 なぜなら、 と考える。 り、合併協定に反する行 は合併新市の根幹であ とから、合併協定に沿っ 併に至った経緯があるこ 理解を求め、その後、 図り、さらに各地域で説 さまざまな協議事項を住 町村では、 政運営は住民を欺く行為 た行政運営・施策の実施 項や取り決めを説明し、 に合併協議会での協議事 協議会だより)で周知を を基に運営されている。 広報誌 合併協議会の 合併前の旧三 住民に直 (合併 合

が三十八人から二十五人 に減数したことから、 た議員選挙により、 って昨年九月に実施され ついては、合併協定に沿 費用弁償に関する条例 十二月議会に提案された 香美市特別職の職員で 部を改正する条例」に このことから、 議員報酬額の適否、 報酬等審議会に対 改定を適当とする のものの報酬及び 昨年 市 0

提案された報酬

が二十五位、

、須崎市が

額については、

報酬等

Þ

須崎市あ

本市より

人口

例にあがるの

同規模自治体

具体的に

額が示されていると考 を考慮した上での報酬 臨時号

り、 本市が十七位、 ている経常収支比率は、 る指標として用いられ 政構造の良否を判断す 源 る。また、 ども似通った数値であ 町村のうち、十位であ 香南市に次いで県内市 財政力指数は、 指標として用いられる の財政力の強 を比較すると、 崎市と本市 と考える。 の硬直度を示し、財 七位の須崎市とも 経常一般財 0 弱を示す 財 南 香南市 自治体 本市が 政状況 市

ても、 各種指標を比較検討し 十八位である。 が十五位、 本市が十二位、 負担比率を見てみると、 知る指標である公債費 政運営に及ぼす影響を に、公債費の負担が財 三十二位である。 提案され 観点から十二月議会 良いと思われる。こ 同等もしくは若 た議 須崎市が二 その他、 香南市 員報酬 さら

が広域となったこと、 新市になって議員活動 する」ことを基本とし、 治体の例をもとに調整 定書にある「同規模自 審議会において合併協

本市の財政状況

考えたところである。 おり、妥当な報酬 須崎市と同額となって 多い香南市よりは低く、 また、 当議会最

の立場から言うと、三

は、 を行い、その一方で家 世代の者が、 十代、 外の収入がなけれ 族を養っていくために 範囲にわたる議員活動 査・研究や多方面・広 責を果たすための調 めて困難と考える。 現在の議員報酬以 四十代の子育て 議員の職 ば 極

えば、 ころである。 起して議員を目指すと 労世帯の者が、一念発 役を退いた世代の者に では議員報酬以外の しないかと危惧すると を得ないことになりは ックとなり断念せざる き、この議員報酬がネ る三十代、四十 議員が限定されてくる 人がある者、また、現 そうなると、志の 現在 の議員報酬 極端に言 -代の勤 収 あ

> 市 工科大学や林業総合セ 組まなければならない。 L いまちづくりに取り 合併したば 正にこれから新 かりの

の責務が強く求められ 部と同様に議会にもそ 政発展のために、執行 生かしていくのか、市 能な資源をどのように 水資源等の将来活用可 な観光資源や、 アムや龍河洞等の豊富 アンパンマンミュージ ノパークへの企業誘致、 ンターとの連携、テク 山林・

H

本共産党議員団

理とされた。

考えるところである。 動に専念できる人材を 幅広い世代から議員活 確保することが必要と 課題山麓 以上の理 積 一由から、 の今こそ、

直

の将来の発展のために なる充実、そして本市 香美市議会の将来の更 受けるかもしれないが、 皆さんからは、批判を 接請求の署名をされた の改定は必

賛成討論



大岸真弓 議 員

う。 非常勤のものの報酬及 条例」が市長より提案 条例の一部を改正する び、費用弁償に関する 賛成の立場で討論を行 代表して、 香美市特別職の職員で 昨年十二月議会に 本条例案に

ている。

寄せられた。 立ち止まって考え直 き起こり、議会に対し この時期に議員報酬を 情書も複数の団体から てもらいたい」旨の陳 てもらいたい、説明 て継続審議にし、「一 への疑問や、 大幅に引き上げること った市民の方々から、 新聞報道でこれを知 この 怒りが湧 陳情 度

> したが、多数決の八対 十分に説明を」と主張 意見も聞き、こちらも にも来ていただい 受理し、提出された方 対応をすべき、 会運営委員会の席で私 一で否決、陳情 取り 民の皆さんに丁寧な 「こういった場合は 扱 いを 決 陳情は は不受 める議 て、

時期尚早であると継続 月議会で決することは くてはならない、十二 十分伺う時間をとらな 審議を求める旨、 住民の皆さんの意見を 本議案審議において、 また、十二月 議会の

集まったものととらえ 倍の直接請求の署名が 短期間に法定数の約三 とで更に不審 陳情を不受理にしたこ 主張してきた。 議会が皆さんからの が募り、

きないと表明されてい 市民の皆さんが納得で げにこれ 0 報 ほど多くの 酬 額 の引き

進めていくべきだ。 んの合意と納得の上で を果たし、 ち止まって、 議会としても、 の意思決定機関である るのであるから、 住民の皆さ 説明責任 一度立 住 民

また議員報酬の引き

受け止め、反省し、こ それが議員に対する大 今まで以上に積極的に ならない。 見直していかなくては あり方、 れを機会に議員活動の 方の評価として率直に て寂しい思いもあるが、 いうことには議員とし 皆さんに反対されたと していく必要がある。 げにこれほど多くの 議会の姿勢を 情報公開も

っているのであるから、 円の削減としているが、 五名で計算した場合を で計算した場合と二十 れているが、三十八名 報酬額について触れら 二十五名の定数が決ま 一十五名に引き上げら 一較して年間約一千万 市長 酬額をかけて比 の意見書の中で 真実だ。 0

ある。 検討するのは当 然で

併になったというのが 訳の分からない内に合 ものが、いつの間にか おらず、一度破綻した 正 住 合併に関して言えば、 11 皆さんに周知をされて いうこと自体が十分に いう直接請求があると 説明もあったが、こう で決められているとの ないか、合併協議の中 で十分説明をしたでは ている。合併協議の中 う厳しい声も寄せられ を推進したが?」とい 酬を引き上げること?! 先にする仕事が議員報 って合併したのに 議員はそのために合併 そして 民説明会においても ないということだ。 確な説明はなされて 財 政 難と

は避けなくてはならな こんな形で損なうこと により住民の皆さんと づくりに必要なのはな 信頼関係だ。それを 本市のこれからの 街

い。以上、 の討論とする。 述べ 7 **賛成**

対討



依光美代子 議

いる。

度からと手順を踏んで

り遡ったりせず、 すぐその月から上げた るのに条例改正を行

次年

酬は、 名に削減した。 となっており、 規模の自治体の例をも も三十八名から二十五 とに報酬を調整する」 員数二十五名とし、 特例期間終了後は、 は土佐山田町に準じる。 合併協議会の調整方針 中で「議会議員の報 今回 改定については、 在任特例期間 の合併後の議 議員数 同 議

と福祉を守る会」 適応する方法が望まし かったと思う。 選後の報酬を決めて、 本来、 日本共産党、「くらし 合併当初に改 0)

> 費削減となり合併によ 間約一千十九万円の経 総額を比較すると、年 名の議員報酬 加 三千二百万円の経費増 報 員団のチラシによると、 る効果が大である。 定後の二十五名の報酬 在任特例期間の三十八 が言われているが 酬を改定することで 総額と改

べて自費で賄っている。 も益々必要となり、 ければならない。経費 より勉強や研究もしな Щ 活費ではなく議員活動 務も今まで以上に増え 動も広範囲になり、責 現状の議員報酬は生 積する課題も多く、 合併により、議員活 す

うではなく本市が子育 報酬が必要と考える。 世代の若い人がチャレ ンジできるくらいの生 栄する為にも、子育て てしやすい街として繁 の基盤となる一定 ろんな年代の方が

> 論が出てくることがこ 議員となり、 0)

するのである。

名に削減、

報酬を上げ

13

了後は議員数も二十五そして、特例期間終

ある一定の年齢の人し にほとんど消えており、 か議員になれない。そ は

を少しでも緩和するた 併による住民の不安感 この合併にあたり、合 踏んでいる。なぜなら、 いては、 この報酬の改定につ また、 本市は手順を 三町村の

活発な議 村の思いを議会へ反 議員が、それぞれの町 特例を使い三十八名 和を第一に

に考え、

在

0

この要素を生かすため が多く秘められており、 体となり努力・協力を にも議会と執行部が一 である。 街の発展に繋がるの 本市には、 発展要素

してきた。

映

基金を取り崩さずに済 多く入ったこともあり、 地方交付税が予定より と執行部が一体となり 見込んでいたが、 整基金を約八億四千八 度当初予算では財政調 はならない。 んだ。第二の夕張市に 行財政改革への努力と、 百万円もの取り崩しを っており、平成十八年 いるが、本市において 順当な財政運営を行 財政難を指摘され 議会

の趣旨 る。 切とはいえないと考え 本市行政運営からも適 ことは合併協定の規定 ずらに時間を浪費する 査の先延ばしや、いた 継続審査などにより審 併協定の趣旨である。 の見直しと報酬 期間終了後に議員定数 合併協定では、 実施することが合 からも、 額の検 また、 特 例

対の態度を表明 第四十八号」には、 論を終わる。 よって、 私は して は、反案 討

反対討論



織田秀幸 議員

する。 政難なのに三千二百万 そのように思 らない人なら、 ら今日までの過程を知 が寄せられた。 許せん」等々多くの声 円も歳出増になるのは 納得がいかん。また財 も上げるのはおかしい、 に反対の立場から討論 る条例を廃止する条例 る条例の一部を改正す 酬及び費用弁償に関す 一度に八万円も九万円 案第 した。なかでも 今回の議員報酬 多くの意見を 四十八号、 合併か 誰もが 三千二百万円の増額と 減になる。 千三百七十五万円の削 ため、将来的には、二 定数を二十二名とした 決により、 円となるが、 り削減額は一千十九万 今回の報酬アップによ 円削減ができている。 より四千二百六十六万 万円である、合併当初 五名で八千四百四十四 要とした。現在は二十 億二千七百十万円を必 十八名の議員で総額一 はできない。当初、三 言うのは、合併から今 からも分かるように、

次期改選で

議会の議

ると仮定してください、 私の手にリンゴがあ

分だけ

取り上

一げた、

までの過程の中の一

う。一部分だけ見れば、 ち何事においても一部 ないと思うだろう。 へそのようなものと思 はリンゴの裏側を見て である。また、 木の小枝のようなもの ンゴか説明したいと思 このリンゴがどんなり 食べることはでき ある人 即

くなった。この状況下

で現在の報酬だけで議

担は増大し、

責任も重

う思う議員は手を挙げ のか、今の報酬だけで 員活動が十分にできる てほしい。 十分やっていける、そ

分だけでは正確な判断

発展か否かは、すべて どんな団体においても からである。 いても、自治体、また、 たいことは、企業にお 人により決まると思う 私が、皆さんに訴え

恵まれ、 生活の保障が可能とな 原知事の言葉であるが、 といかん」とは、東国 議会活動に専念できる 来を真剣に考えるなら、 ずでてくる。本市の将 できる若手の人材が必 れば、議会活動に専念 土俵作りが必要である。 「今までとは変わらん 今日までのように ある程度限ら

以上のこと

るためにも報酬アップ 優秀な若い力を糾合す 論とする。 本案に反対の立場の討 は必要であると断言し、 大きく選択肢を広げ、 れた人たちだけでなく、

二十五名となり、

議員

一人ひとりに関わる負

フォーマンスである。

議員が三十八名から

単なる反対のため

0)

反 対 討論



門脇 三三夫 議員

の職員で非常勤のもの よって、香美市特別職 立場で討論する。 制定について、 条例を廃止する条例の 条例の一部を改正する で非常勤のものの報酬 の報酬及び費用弁償に 市民の方の直接請求に 及び費用弁償に関する 平成十九年三月二日、 香美市: 別職 反対の の職員

> 議された。 条例が市長から提案付 関する条例 正 する条例を廃止する の一部を改

7 扱いに関することとし の定数及び任期の取り 合併協定書に議会議員 このことについては

の定数は二十五人とす 新市の議会議員

まで引き続き新市 成十八年九月二十三日 を適用し、合併後、 条第一項第一号の規定 特例に関する法律第七 員として在任する。 員 二、三町村の議会議 市町村の合併 Ö 平 議

まちづくり計画や財 配布されている。旧三 整する。としている。 広報に記載し各家庭に 自治体の例をもとに調 0) Oこれらの内容は、 報酬額及び同規模の 内容を踏まえ新し 村の執行部はこれら 協議会で決定され、 額については、現行 三、議会議員の報酬 合

見も聴取し合意の上で、 明会を開催、 計画につ 合併に至ったと認識 11 て、 住 民の意 地区 説

ている。

思うとの記事が見られ に市民不在の決定だと 納得できない」と確か 額したのはどうしても かかわらず、市民に十 で有志はこう主張する 市民不在とのタイトル の「土佐あちこち」 分な説明もないまま増 財政状況が厳しいにも 三月八日、 高 ?知新聞 で、

しかった。 双方の意見を聞 の意見も聴取 記事にする前に議会側 残念だと思うの する等、 高いてほ は、

けたのではないか。 の事は理解していただ いただいていたら、 通していただいていた し配布した広報に目を は、合併協議会が作成 そして、 説明会に参加して 市 民の方に ح

請求によって、多くの ただし、今回の直接

http://www.city.kami.kochi.jp/ 美市 漢外 臨時号

(編集発行) E-mail info-gikai@city.kami.kochi.jp TEL 0887—53—3111 FAX 0887—53—5958 香美市議会広報編集委員会

> 〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1 事務局・香美市役所 議会事務局

礎数値が誤っていると からすれば比較する基 議会で決定された内容 としているが、合併協 三千二百万円の歳出増 は許せませんとして、 議員報酬大幅引き上げ 議員報酬は大幅アップ、 員団は、 たことは、評価できる。 言わざるをえない。 しと福祉を守る会」 日本共産党と「くら 財政難なのに

当である。 額とを比較するのが適 数三十八名と議員報酬 在任特例期間の議員定 比較するとすれば、 には、十名減の三十八 名であったが、合併時 併申請直後は、四十八

香北町・ の削減となっている。 六百万円と約一千万円 名の総額は、一億一千 酬額で計算した二十五 審議会の答申による報 万円、そして、 額は、約一億二千七百 さらに、合併前の旧 三十八名の議員報酬 物部村では、 報酬等

もかかわらず、

市の面

は半分となっているに

このように議員定数

挙では三名減となる。 名に、さらに、次回選 は、十三名減の二十五

昨年九月の選挙で

の七・八%に及ぶ広い 積は五三八 ㎞と高知県

.積となった。

当然、私たち議員の

関心を持っていただい 市民の方に市政に対し 平成十七年四月、五月 となる。 減額は約五千二百万円 見込み額を含めた総削 なって、合併申請後の は、約一千三百万円と 千百万円であり、二千 物部村四名減で、 で、約一千七百万円、 の額は、香北町六名減 数削減を実施した。そ 行財政改革を目的に定 に執行された選挙で、 八百万円となっている。 そして、次回削減額 約

四十八号に反対するも のである。 会に提案された議案第 ふまえ、市長から本議 以上のような状況を

また、議員定数も合

となっている。 るニーズも多岐にわた 伴う費用も、当然必要 る。市民の行政に対す 活動範囲も広がってい っているので、これに

待を含め慎重に審議し これらの条件も加味す している。 員には、金額に見合う るとともに、私たち議 活動をすべきだとの期 た結果の答申だと理解 報酬等審議会では、

の特別職及び議会

平成18年4月1日現在(議員数はH17.10.1現在)

十成10年4月1日坑住(硪兵致(6)117.10.1坑住)									
市町村名 (住基人口)	市長	助役	収入役	教育長	議長	副議長	常任委員長	議員	議員数
室戸市 (18,510)	717,000	629,000	581,000	581,000	330,000	290,000	280,000	270,000	18
安芸市 (21,050)	770,000	655,000	600,000	600,000	385,000	335,000	325,000	315,000	20
香南市 (34,179)	770,000	660,000	610,000	610,000	390,000	350,000	310,000	290,000	26
南国市 (50,472)	772,000	648,000	600,000	600,000	460,000	420,000	400,000	390,000	22
土佐市 (30,168)	787,000	672,000	624,000	624,000	410,000	370,000	355,000	345,000	20
須崎市 (26,426)	738,000	651,000	604,000	604,000	356,000	304,000	294,000	285,000	20
四万十市 (37,783)	882,000	735,000	657,000	657,000	421,000	358,000	343,000	333,000	36
宿毛市 (24,070)	799,000	693,000	627,000	627,000	420,000	355,000	340,000	330,000	18
土佐清水市 (17,928)	750,000	660,000	600,000	600,000	390,000	330,000	310,000	300,000	18
香美市 (29,652)	770,000	640,000	605,000	605,000	303,000 (390,000)	231,000 (330,000)	215,000 (310,000)	207,000 (285,000)	25